

06 土砂災害に強いまちを目指します!

～建築物土砂災害対策改修補助制度～

●建設課(役場2階) ☎823-9209 FAX.823-9203

大雨や長雨により地盤が緩み、土砂災害が頻繁に引き起こされる中、平成30年7月豪雨災害では、町内でも土石流などにより甚大な家屋被害が発生しました。

町内全域で土砂災害警戒区域などが指定されたことを受け、海田町では土砂災害に強いまちづくりを目指すため、町民の皆さんが行う土砂災害対策改修に要する費用の一部を補助します。

次のすべてを満たす建物が補助対象です

- ・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定の前から区域内にある住宅・建築物
- ・土砂災害に対する建築基準法上の構造方法を満足しないもの
- ・土砂災害対策改修の結果、安全な構造となるもの

次のすべてを満たす人が申請できます

- ・補助対象となる住宅または建築物の所有者
- ・町税などを滞納していない人

次の金額を補助します

- ・改修に要する費用の23%(上限額75万9千円、千円未満切り捨て)

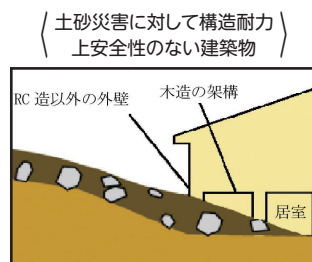
申し込み

9月30日(木)までの期間に、申請書を建設課へ提出してください。

くわしくは海田町ホームページを確認してください。

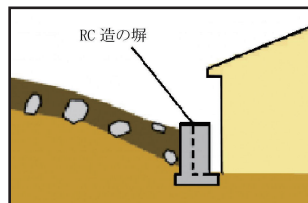


土砂災害対策改修の例

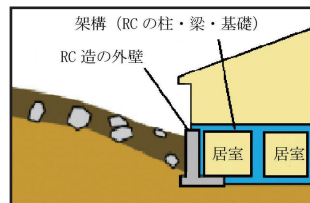


改修

例) 塀による土砂災害対策



例) 建築物改修による土砂災害対策



07 私道整備事業補助制度

●建設課(役場2階) ☎823-9209 FAX.823-9203

生活環境の向上と交通安全を確保するため、一定の要件を満たす私道について、整備にかかる費用の一部を補助します。

補助対象となる工事は、次のとおりです。(部分的でない工事に限る)

- ・道路舗装の新設または補修工事
- ・道路排水施設の新設工事
- ・交通安全施設の新設または補修工事
- ただし、申請者において海田町内に本店、支店または事業所を有する法人と契約し、施工するもの

補助対象となる私道は、次のとおりです。

- ・常時一般の交通の用に供していること。
- ・家屋が連たんしていること。
- ・幅員が1.8m以上であること。
- ・築造されて5年以上が経過していること。

・次のいずれかに該当していること。

- ①私道の両端が公道に接しているもの
- ②私道の一端が公道に、もう一端が幅員1.8m以上の私道に接しているもの
- ③私道の一端が公道、もう一端が公共施設(学校、公園など)に接しているもの
- ④私道の一端が公道へ通じる袋状道路で、道路利用世帯が5世帯以上であるもの

申し込み

事前に建設課(役場2階)に相談してください。

補助金額などくわしくは海田町ホームページを確認してください。